

当社製品の保証・免責事項について

平素は当社の製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

当社製品の保証・免責事項については、見積書、カタログ、取扱説明書、仕様書、契約書などに特記事項のない場合には、以下の通りといたします。

1. 保証期間と保証範囲

1.1 保証期間

当社製品の保証期間は、納入後1年といたします。

1.2 保証範囲

保証期間中に当社の責任による故障が生じた場合は、当社製品の修理または交換を行わせていただきます。

ただし、以下に該当する場合は、この保証の対象範囲から除外いたします。

- ・お客さまによる当社製品の不適当な取扱いならびにご使用の場合。
- ・カタログまたは仕様書に記載されている以外の条件・環境・用途でご使用の場合。
- ・当社以外の改造または修理による場合。
- ・天災・災害など外部要因による場合。
- ・故障の原因が、当社製品以外の事由の場合。
- ・製品本来の使い方以外の使用による場合。
- ・納入当時の科学・技術水準で予見不可能であった場合。
- ・第三者による行為などで当社側の責にあらざる場合。

なお、ここで言う保証とは本製品単体の保証を意味し、本製品の故障により誘発されるお客さまの損害につきましては、損害の如何を問わず当社は一切の賠償責任を負わないものといたします。

2. 使用上の制限

当社製品は、冷暖房及び冷凍空調装置用又は各種産業装置用に用いることを目的として設計・製造されたものです。

以下に示すような条件や環境で使用され、それによりお客さまの損害が発生した場合、損害の如何を問わず当社は一切の賠償責任を負わないものといたします。

- ・原子力・放射線関連設備
- ・宇宙機器・海底機器
- ・輸送機器（鉄道・航空・船舶・車両設備など）
- ・防災・防犯機器
- ・医療機器、燃焼機器、電熱機器、娯楽設備、課金に直接関わる機器、可燃性流体を使用する機器
- ・電気、ガス、水道などの供給システム、大規模通信システム、交通・航空管制システムで高い信頼性が必要な設備
- ・公官庁もしくは各業界の規制に従う設備
- ・生命・身体や財産に影響を与える機械・装置
- ・その他、上記に準ずる高度な信頼性、安全性が必要な機械・装置

3. 適合性の確認

当社製品のシステム・機械・装置への適応性は、その仕様を決定するお客さまがご判断ください。当社製品を含めたシステム・機械・装置の性能・安全性の保証は、お客さまの責任にてお願いいたします。

4. 輸出に際して

海外へ輸出される場合には、経済産業省が定める法令（輸出貿易管理令、外国為替令）、手続きを順守ください。

5. 仕様の変更

カタログに記載の内容は、改善その他の事由により、予告なく変更することがありますので、予めご了承ください。

6. 製品・部品の供給停止

製品は予告なく製造中止する場合がありますので、予めご了承ください。

製造中止後は保証期間内においても納入した製品の代替品を提供できない場合があります。